

議事日程(第5号)

令和8年3月9日 午前10時00分開議

- 日程第1 発議第1号 由布市における水源保全のための土葬規制条例に対する訂正の件
- 日程第2 報告第1号 専決処分の報告について
- 日程第3 報告第2号 専決処分の報告について
- 日程第4 報告第3号 専決処分の報告について
- 日程第5 報告第4号 例月出納検査の結果に関する報告について
- 日程第6 報告第5号 定期監査の結果に関する報告について
- 日程第7 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて「令和7年度由布市一般会計補正予算(第7号)」
- 日程第8 議案第1号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について
- 日程第9 議案第2号 由布市過疎地域持続的発展計画の変更について
- 日程第10 議案第3号 由布市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第11 議案第4号 由布市寡婦医療費助成に関する条例の廃止について
- 日程第12 議案第5号 由布市行政組織条例の一部改正について
- 日程第13 議案第6号 由布市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第7号 由布市長等の給与の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第8号 由布市職員の給与の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第9号 由布市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第10号 由布市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部改正について
- 日程第18 議案第11号 由布市立学校施設等の管理に関する条例等の一部改正について
- 日程第19 議案第12号 由布市督促手数料及び延滞金条例の一部改正について
- 日程第20 議案第13号 由布市湯布院健康温泉館条例の一部改正について
- 日程第21 議案第14号 由布市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第22 議案第15号 由布市介護保険条例の一部改正について

- 日程第23 議案第16号 由布市市営住宅条例の一部改正について
- 日程第24 議案第17号 由布市水道事業給水条例の一部改正について
- 日程第25 議案第18号 由布市営駐車場条例の一部改正について
- 日程第26 議案第19号 由布市立学校施設等の管理に関する条例の一部改正について
- 日程第27 議案第20号 由布市火災予防条例の一部改正について
- 日程第28 議案第21号 由布市乙丸地区公民館の指定管理者の指定について
- 日程第29 議案第22号 市道路線（若杉5号線）の認定について
- 日程第30 議案第23号 市道路線（並柳東ノ下線）の廃止について
- 日程第31 議案第24号 連携協約の変更に関する協議について
- 日程第32 議案第25号 公の施設を他の普通地方公共団体の住民の利用に供することに関する協議について
- 日程第33 議案第26号 佐伯市の公の施設を由布市の住民の利用に供させることに関する協議について
- 日程第34 議案第27号 令和7年度由布市一般会計補正予算（第8号）
- 日程第35 議案第28号 令和7年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第36 議案第29号 令和7年度由布市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第37 議案第30号 令和7年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第38 議案第31号 令和7年度由布市農業集落排水事業会計補正予算（第3号）
- 日程第39 議案第32号 令和7年度由布市水道事業会計補正予算（第4号）
- 日程第40 議案第33号 令和8年度由布市一般会計予算
- 日程第41 議案第34号 令和8年度由布市国民健康保険特別会計予算
- 日程第42 議案第35号 令和8年度由布市介護保険特別会計予算
- 日程第43 議案第36号 令和8年度由布市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第44 議案第37号 令和8年度由布市農業集落排水事業会計予算
- 日程第45 議案第38号 令和8年度由布市水道事業会計予算
- 日程第46 発議第1号 由布市における水源保全のための土葬規制条例の制定について
- 日程第47 発議第2号 由布市公衆衛生審議会設置条例の制定について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 発議第1号 由布市における水源保全のための土葬規制条例に対する訂正の件
- 日程第2 報告第1号 専決処分の報告について
- 日程第3 報告第2号 専決処分の報告について

- 日程第4 報告第3号 専決処分の報告について
- 日程第5 報告第4号 例月出納検査の結果に関する報告について
- 日程第6 報告第5号 定期監査の結果に関する報告について
- 日程第7 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて「令和7年度由布市一般会計補正予算（第7号）」
- 日程第8 議案第1号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について
- 日程第9 議案第2号 由布市過疎地域持続的発展計画の変更について
- 日程第10 議案第3号 由布市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第11 議案第4号 由布市寡婦医療費助成に関する条例の廃止について
- 日程第12 議案第5号 由布市行政組織条例の一部改正について
- 日程第13 議案第6号 由布市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第7号 由布市長等の給与の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第8号 由布市職員の給与の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第9号 由布市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第10号 由布市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部改正について
- 日程第18 議案第11号 由布市立学校施設等の管理に関する条例等の一部改正について
- 日程第19 議案第12号 由布市督促手数料及び延滞金条例の一部改正について
- 日程第20 議案第13号 由布市湯布院健康温泉館条例の一部改正について
- 日程第21 議案第14号 由布市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第22 議案第15号 由布市介護保険条例の一部改正について
- 日程第23 議案第16号 由布市市営住宅条例の一部改正について
- 日程第24 議案第17号 由布市水道事業給水条例の一部改正について
- 日程第25 議案第18号 由布市営駐車場条例の一部改正について
- 日程第26 議案第19号 由布市立学校施設等の管理に関する条例の一部改正について
- 日程第27 議案第20号 由布市火災予防条例の一部改正について
- 日程第28 議案第21号 由布市乙丸地区公民館の指定管理者の指定について
- 日程第29 議案第22号 市道路線（若杉5号線）の認定について
- 日程第30 議案第23号 市道路線（並柳東ノ下線）の廃止について
- 日程第31 議案第24号 連携協約の変更に関する協議について

- 日程第32 議案第25号 公の施設を他の普通地方公共団体の住民の利用に供することに関する協議について
- 日程第33 議案第26号 佐伯市の公の施設を由布市の住民の利用に供させることに関する協議について
- 日程第34 議案第27号 令和7年度由布市一般会計補正予算（第8号）
- 日程第35 議案第28号 令和7年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第36 議案第29号 令和7年度由布市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第37 議案第30号 令和7年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第38 議案第31号 令和7年度由布市農業集落排水事業会計補正予算（第3号）
- 日程第39 議案第32号 令和7年度由布市水道事業会計補正予算（第4号）
- 日程第40 議案第33号 令和8年度由布市一般会計予算
- 日程第41 議案第34号 令和8年度由布市国民健康保険特別会計予算
- 日程第42 議案第35号 令和8年度由布市介護保険特別会計予算
- 日程第43 議案第36号 令和8年度由布市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第44 議案第37号 令和8年度由布市農業集落排水事業会計予算
- 日程第45 議案第38号 令和8年度由布市水道事業会計予算
- 日程第46 発議第1号 由布市における水源保全のための土葬規制条例の制定について
- 日程第47 発議第2号 由布市公衆衛生審議会設置条例の制定について

出席議員（17名）

- | | |
|------------|------------|
| 1番 渡辺 彬君 | 2番 津田 貴之君 |
| 3番 生野 友子君 | 4番 小山 和義君 |
| 5番 高田 龍也君 | 6番 坂本 光広君 |
| 7番 吉村 益則君 | 8番 田中 廣幸君 |
| 9番 加藤 裕三君 | 10番 加藤 幸雄君 |
| 11番 鷺野 弘一君 | 12番 甲斐 裕一君 |
| 14番 佐藤 郁夫君 | 15番 渕野けさ子君 |
| 16番 佐藤 人已君 | 17番 平松恵美男君 |
| 18番 佐藤 孝昭君 | |

欠席議員（1名）

- 13番 長谷川建策君

日程第1. 発議第1号

○議長（佐藤 孝昭君） まず、日程第1、発議第1号、由布市における水源保全のための土葬規制条例に対する訂正の件を議題といたします。

高田龍也議員から、訂正の理由の説明を求めます。高田龍也議員。

○議員（5番 高田 龍也君） 皆さん、おはようございます。

発議者として、発議第1号、由布市における水源保全のための土葬規制条例に対する訂正動議を出させていただきます。地方自治法第115条の3及び会議規則第17条の規定により、別紙のとおり訂正案を添えて提出します。

訂正内容です。発議第1号、由布市における水源保全のための土葬規制条例の一部を次のとおり訂正する。第10条中、20万円を5万円に改める。

以上です。

大変御迷惑をおかけいたしますが、訂正のほどよろしく願います。

○議長（佐藤 孝昭君） 議長から申し上げます。提出者におかれましては、議案の上程に当たっては、緊張感を持って十分精査の上、提出するよう厳重注意をしておきます。

それでは、お諮りいたします。

ただいま、議題となっております発議第1号の訂正の件は、承認することに御異議はございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 異議がございました。異議がありますので、起立により採決をいたしたいと思います。発議第1号訂正の件は、承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立5名〕

○議長（佐藤 孝昭君） 起立少数です。よって、発議第1号、由布市における水源保全のための土葬規制条例に対する訂正の件は、承認しないことに決定をいたしました。

それでは、このまま引き続き続けたいと思います。

これより、各議案の質疑を行います。

発言につきましては、日程に従い、議案ごとに締切日までに提出された通告書の提出順に許可をしますが、会議規則及び申合せ事項の順守の上、質疑答弁とも簡潔にお願いを申し上げます。

なお、自己の所属する常任委員会に関する事項については、所属委員会をお願いをいたします。

日程第2. 報告第1号

日程第3. 報告第2号

○議長（佐藤 孝昭君） まず、日程第2、報告第1号、専決処分の報告について及び日程第3、

報告第2号、専決処分の報告については、質疑の通告がありませんので、これで質疑を終わります。

日程第4. 報告第3号

○議長（佐藤 孝昭君） 次に、日程第4、報告第3号、専決処分の報告についてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。6番、坂本光広議員。

○議員（6番 坂本 光広君） 事故を起こした車両が由布市の所有のため、損害賠償だと思われるんですが、委託業者の車両はないんでしょうか。また、その場合どういうふうな損害賠償になるんでしょうか。御説明をお願いします。

○議長（佐藤 孝昭君） 財政課長。

○財政課長（大久保 暁君） 財政課長です。お答えをします。

事故報告をいたしました車両は、ごみ収集業務を委託しています湯布院クリーン産業に貸与している車両という形になります。委託業務契約を締結するに当たり、市が所有する車両において、市有物件・車両賃貸借契約により、車両における保険に対しまして市の加入する共済の範囲内で処理することとなっており、本事故は市が損害賠償を行うようなものになります。なお、事故防止に向けて、事業者全体で意識を共有し、安全意識の意識づけを継続的に取り組むように事業者のほうには指導をいたしております。

以上です。

○議長（佐藤 孝昭君） 坂本議員。

○議員（6番 坂本 光広君） 湯布院だけが貸与してるんですかねというのと、庄内、挾間は何か違うような気がするんですが、委託の仕方が多分違うんだと思うんですけども、そうなったときに、例えば、これ車両ですから、切替え時期になったときにどのようにしているか、あと今違いがあるのかどうかと、それを教えてください。

○議長（佐藤 孝昭君） 環境課長。

○環境課長心得（小俣 功君） 環境課長心得です。お答えします。

湯布院だけが、今のところ貸与車両を使っているようになっています。8年度からは長期契約で、5年契約なんですけれども、市が保険をかけるということはなく、委託業者が責任を持って保険かけて修繕をするという形になっています。

以上です。

○議長（佐藤 孝昭君） 坂本議員。

○議員（6番 坂本 光広君） それでは、大体一緒になるんでしょうけど、車両自体は由布市の

ものということではないんですか。ですから、その車両が終わったときは、業者が替えるのか、それともやっぱり由布市が替えてあげて措置するのというのをお願いします。

○議長（佐藤 孝昭君） 環境課長。

○環境課長心得（小俣 功君） お答えします。

湯布院クリーン産業につきましては9台所有しています。そのうちの7台を市が貸与しています。で、もう古い車両ばかりですので、その後古くなって使えなくなった場合は、今のところ市が供給するというようなことは考えておりません。

以上です。

○議長（佐藤 孝昭君） これで、質疑を終わります。

日程第5. 報告第4号

日程第6. 報告第5号

日程第7. 承認第1号

○議長（佐藤 孝昭君） 次に、日程第5、報告第4号、例月出納検査の結果に関する報告についてから、日程第7、承認第1号、専決処分の承認を求めることについて「令和7年度由布市一般会計補正予算（第7号）」までは、質疑の通告がありませんので、これで質疑を終わります。

日程第8. 議案第1号

○議長（佐藤 孝昭君） 次に、日程第8、議案第1号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画についてを議題として、質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。6番、坂本光広議員。

○議員（6番 坂本 光広君） 議案第1号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画は、令和3年から7年までの計画もあったと思います。その計画に対しての実行率はいかほどだったでしょうか、それに対して、今回の計画はどのように反映されていますでしょうか、お答えをお願いします。

○議長（佐藤 孝昭君） 総合政策課長。

○総合政策課長兼地方創成推進室長（米津 康広君） 総合政策課長です。お答えいたします。

まず、令和3年度から令和7年度までの辺地総合整備計画においては、湯布院地域で16事業、庄内地域で21事業、挾間地域で13事業の合計50事業を計画しておりました。このうち実施事業は16事業で、実行率は32%です。なお、未実施の事業につきましては、引き続き今回の整備計画に反映しているところです。

以上です。

○議長（佐藤 孝昭君） 坂本議員。

○議員（6番 坂本 光広君） ぜひ、やはり辺地という形で、そこら辺をもっと過疎化しないためにこういう辺地債があると思うんですが、それをやっぱり実行していかないと、遅れば遅れるだけもうその地域がなくなるような気がするんですね。そういった面でどういう考え、今回30%を超えて行っていただいているんですけども、特に次の分には出していないですけど、辺地債にしても過疎債にしても、そこら辺はしっかり実行していかないと、辺地、過疎を止める力にならないんじゃないかと思うんですが、そこら辺はどう思われますでしょうか。

○議長（佐藤 孝昭君） 財政課長。

○財政課長（大久保 暁君） 財政課長です。お答えをいたします。

議員のおっしゃるとおり、やはり辺地計画、過疎計画というのは、やはり計画を上げた以上はしっかりと実行していくのが理想だと思っております。ただ、やっぱり財政状況等もありますので、そういう中で、やはり査定等を踏まえながらどの事業を優先的にやっていくか、それと財政状況を見ながらしっかりと計画に、100%沿えればいいんですけども、やはり財政的な部分もありますので、そこら辺を加味しながら計画的にやっていきたいと考えております。

○議長（佐藤 孝昭君） 坂本議員。

○議員（6番 坂本 光広君） ぜひ実行を急いでいただきたいと思います。

ちょっとこの辺地債、過疎債を使って、この間私が一般質問したんですけど、消防団のドライブレコーダーにこういうのは使えるかどうかをお聞かせ願います。

○議長（佐藤 孝昭君） 財政課長。

○財政課長（大久保 暁君） 財政課長です。お答えをいたします。

多分ですけども、車両の入替え等については、そこを仕様書で上げていけば多分問題はないとは思いますが、それを全部今からつけるというときには、多分そういうのは対象にはならないと思います。

○議長（佐藤 孝昭君） これで、質疑を終わります。

日程第9. 議案第2号

日程第10. 議案第3号

○議長（佐藤 孝昭君） 次に、日程第9、議案第2号、由布市過疎地域持続的発展計画の変更について及び日程第10、議案第3号、由布市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定については、質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

日程第11. 議案第4号

○議長（佐藤 孝昭君） 次に、日程第11、議案第4号、由布市寡婦医療費助成に関する条例

の廃止についてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。7番、吉村益則議員。

○議員（7番 吉村 益則君） 議案第4号、由布市寡婦医療費助成に関する条例の廃止についてです。廃止するに至った経緯、それから事業内容を含めて、こちらのほう説明していただきたいんですが。

○議長（佐藤 孝昭君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長兼福祉課長（後藤 昌代君） 福祉事務所長です。お答えいたします。

本条例は、寡婦の生活の安定と福祉の増進を図ることを目的として、60歳以上75歳未満の婚姻状態にない女子に対し医療費の自己負担額の3分の1を助成する、市の単独事業について定めたものでございます。対象要件は、前年の所得に対し所得税が課されていないこと、医療保険各法の規定による被保険者であることで、児童養育歴や婚姻歴については問わないため、未婚であっても要件を満たす女子であれば対象となります。

経緯といたしましては、平成30年第1回定例会において、対象年齢を75歳未満から60歳以上75歳未満に、助成割合を2分の1から3分の1に改正、その後も懸案事項として改正も含め協議してまいりました。本制度は、合併前から続くもので制定から30年以上が経過し、この間、医療保険や他の支援制度も充実し、社会情勢も変化しました。近隣自治体の状況や公費投入の公平性の観点から慎重に検討を重ねた結果、一定の役割を終えたものと判断し、本条例を廃止することといたしました。施行日は対象者への周知期間を確保するため、令和9年4月1日としております。経過措置としまして、令和8年度中に認定を受けた方は、令和9年7月診療分までを助成対象とし、医療費助成の申請期限は1年のため、令和10年7月末日をもって受付終了としております。

廃止に際しましては、対象者の方々へ丁寧な説明を行うとともに、生活への影響が大きな方には、福祉課において他の支援策の検討など一人一人に寄り添った対応に努めてまいります。

以上です。

○議長（佐藤 孝昭君） 吉村議員。

○議員（7番 吉村 益則君） ありがとうございます。

今の御説明にもありましたけれども、可決されますと、来年度からの実施ということになっております。いろいろな救済措置もあるとは思いますが、今回の廃止によって何人の方が対象になって、その方々への救済措置といたしますか、その辺のところはどう考えているんでしょうか。

○議長（佐藤 孝昭君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長兼福祉課長（後藤 昌代君） お答えいたします。

対象者数につきましては、現時点で37名でございます。このうち令和8年度の認定期間中に75歳に達する方が11名、また定額減税の関係で対象になられている方が2名いらっしゃいます。したがって、今回の廃止により影響を受けられる方は、現時点では24名となっております。また、昨年度の実績を見ますと、1人当たりの年間助成額の平均は2万1,253円、年間助成額が最も大きかった方は5万6,996円、最も少なかった方は5,260円でございます。救済措置につきましては、本助成と同等な制度はありませんが、生活への影響が大きな方には状況等をお伺いし、他の支援策の検討など一人一人に寄り添った対応に努めてまいります。

以上です。

○議長（佐藤 孝昭君） これで、質疑を終わります。

日程第12. 議案第5号

日程第13. 議案第6号

日程第14. 議案第7号

○議長（佐藤 孝昭君） 次に、日程第12、議案第5号、由布市行政組織条例の一部改正についてから日程第14、議案第7号、由布市長等の給与の特例に関する条例の一部改正については、質疑の通告がありませんので、これで質疑を終わります。

○議長（佐藤 孝昭君） 次に、日程第15、議案第8号、由布市職員の給与の特例に関する条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。5番、高田龍也議員。

○議員（5番 高田 龍也君） おはようございます。

それでは、議案第8号についてお聞きしたいと思います。減額される総金額はお幾らでしょうか、職員の承諾はどのように把握されたのかお聞きいたします。また、大分県下の他の市町村職員と比べた場合の由布市職員の給料は、どのぐらいの位置にあるのかお知らせください。

○議長（佐藤 孝昭君） 総務課長。

○総務課長（古長 誠之君） 総務課長です。お答えいたします。

まず、1点目の減額された総金額というところですが、総務課の試算ではおよそ1,200万円程度が総額になるかなというふうな計算になっております。それから、職員の承諾はということでございますけれども、由布市役所、職員組合でございますので、そこの交渉といえましょうか、協議の上で、今回の上程に対する内容につきましては理解を得られているというふうに思っております。

それから最後、大分県下の他の市町村と比べ由布市の職員の給料はどうかというところでござ

いますけれども、他市と比べて高い低いというのは非常に言いにくいというか、はっきり分かりません。ですから、1つの指標として、平均年齢と給料月額、平均の給料月額ということが県でも示されておりますので、そこからいたしますと、由布市が平均年齢が39.3歳で平均給料月額が32万5,400円です。県庁所在地の大分市でございますが、平均年齢40.5歳で平均給料月額が33万3,600円、別府市が平均年齢43.2歳で平均給料月額が33万3,000円、あと臼杵が大体同規模でありますけれども、平均年齢が44.4歳で平均給料月額が35万1,400円ということになっておりまして、非常に由布市、県内で最も若い自治体になっておりますので、平均給料月額もそれに応じて若干低くはあります。

ただし、よく報道等で出されますラスパイレス指数というのがございます。これは、国家公務員の給料と比較したときの100ということを目安にして、どれぐらいの数値かというふうなことが報道で示されるわけですが、由布市が、今年の令和7年の4月1日が101.4でございます。大分市が102.1です。別府が100.3というような状況の中で、国家公務員との対比の中のラスパイレス指数を県内の自治体と対比したときには、大分市の次に高い数値になっているというのが現状だというふうに思っております。

以上です。

○議長（佐藤 孝昭君） 高田議員。

○議員（5番 高田 龍也君） ありがとうございます。

総額も約1,200万程度下がるということで、私、決して市の職員さんの給料が高いんじゃないのかと、そういうことを聞きたいんじゃないかと、市の職員さんは災害時に関しても不眠不休でしっかりとやっけていただいている中で、給料を下げることが、ちょっと私民間の経営者をやっていたので、その中で考えると、対価としてしっかりと払うものを払うべきだと思っておりますので、その点をいま一度、財政は厳しいといいながらも、対価として払う分にはしっかりと払うべきではないのかなと思っておりますので、いま一度、減額するに至った経緯をもう一度詳しく説明していただきたい、財政を鑑みてという言葉だけではなくて、しっかりと教えていただきたい。

それと、組合がありますので、組合のほうで把握しておりますと言っておりますが、組合の加入率というのがいかほどなのか、何人に対して何人が入っているのか、もし組合に入っていない方々の職員の意思というのは、どのように把握されたのかをお聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤 孝昭君） 総務課長。

○総務課長（古長 誠之君） これに至った経過、経緯というところの御質問ですが、基本的には財政状況の厳しい中で、経常収支率が非常に高いということがございますので、そこに

対して職員としてできることは何かというところから、私どもの当局側として少し御理解をいただけないかという考えはございました。それプラスして、先ほど触れましたラスパイレス指数なんですけれども、これは対国とのパーセンテージというものではなくて、県内の他市の数字がどれぐらいにあって由布市がどれぐらいかということも、やはり考えなければならないというふうなところがございます。大分市のほうも、新聞等々の報道でもありますように、減額措置は取ったというふうなところが報道されておりましたので、それに倣ってというわけではないんですけれども、そういう形を取られたというところは、1つの判断材料になったというところがございます。全体としてのどういう減額をするかというのは、先ほども言いました組合との協議の中で、ここの1.5というパーセンテージを導き出したというか、同意したというところの状況がございます。

人件費を最初から削るというのは、今議員御指摘のとおり、決していいものじゃないですし、当然認められた分の給料だとは思いますが、公務員という特別なありようもあろうかと思っておりますので、その辺りは全体の予算の中で、やはり自治体として判断しなければならない部分はあろうかなというふうに考えて、今回の措置を取っているところでございます。それは、私が取ったわけではないんですが、市長がそのように考えたということでございます。

それから、組合の加入率という御質問ですけれども、正式には私に分かるわけではないんですけれども、基本皆さん、職員全員が加入しているのではないかなというふうに思います。ですから、管理職は除いた、それから消防職等も当然組合の中には加入できませんけれども、そういった方を除いた中では、皆さんが入っているという組合だと認識しております。

以上です。

○議長（佐藤 孝昭君） 高田議員。

○議員（5番 高田 龍也君） ちょっと分かんなかったんですけども、私としては、しっかりと市職員の皆さんも同じ由布市民だと思っていますので、だという方も多いと思います。中には市外から来ている方もいらっしゃるんですが、ですが、皆さん今回物価高騰により疲弊しているということで、いろんな議案等も出てきとる中で、平均年齢が低いということは子育て世代が多いのかなと思ったんですね。そうなったときに、減額するということがなかなか厳しいのではないのかなと思うところがあるんです、私も子育て世代なので。その中で給料明細見たときに、給料減ってるよってなったときには、どうしようって思うところがあるんですが。公務員なのと言われてたとして、普通に生活している一般の皆さんだと一緒だと思っています。

なのでいま一度、この1,200万を給料から算出するのではなくて、1,200万を何かほかの事業で、こういうことも減らすんで由布市職員さんの給料減らさなくても大丈夫だよというふうな、いろんな議論があったのかというところをお聞きしたいのと、組合のほうで全員入って

いると思いますという不確かな、確定要素ではないところでの話だったと思うんですけども、今回、これを承諾を得るに当たって、組合と話したという形になっておりますので、正確に組合数が全員ですという確定がないところで今話があったのであれば、それはいま一度、職員さんにしっかりと話を聞くべきではないのかなと思うんですけど、いかがでしょうか。これ3回目なので、よろしくお願いいたします

○議長（佐藤 孝昭君） 総務課長。

○総務課長（古長 誠之君） 組合員数の把握をする、全員が入っている入っていないという立場にないと思っておりましたので、私の認識からいけば100%全員が入っているというふうには思っておりますが、確認を今できないというところで、そういう答弁をさせていただきました。

それから、歳出側のほかの1,200万で削るべきであって、人件費は削るべきじゃないんじゃないかというのは、私も賛成でございます。基本的にはそうだというふうに思っておりますし、無駄なものを削って行って、最後に人件費がどうしてもというのであればということは、本来的にはある考えであろうし、そういうものの中で予算をやっているというふうに思っております。ただ、いろんな方が見たときに、これも削れるであろうという分もあるのかもしれませんが、今回の予算においても、いろんな部分、無駄な部分は全てそぎ落としていい予算として成り立つ上に、今回の職員の同意も得て減額措置を取ったというふうに認識をしていただければと思います。

以上です。

○議長（佐藤 孝昭君） これで、質疑を終わります。

日程第16. 議案第9号

日程第17. 議案第10号

○議長（佐藤 孝昭君） 次に、日程第16、議案第9号、由布市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について及び日程第17、議案第10号、由布市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部改正についてまでは、質疑の通告がありませんので、これで質疑を終わります。

日程第18. 議案第11号

○議長（佐藤 孝昭君） 次に、日程第18、議案第11号、由布市立学校施設等の管理に関する条例等の一部改正についてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。5番、高田龍也議員。

○議員（5番 高田 龍也君） お願いいたします。

それでは、議案第11号です。使用料の見直しによって増収するそれぞれの施設の金額はお幾らでしょうか、また、その算出根拠を教えてください。

○議長（佐藤 孝昭君） 財源改革推進課長。

○財源改革推進課長（佐藤 雄三君） 財源改革推進課長です。お答えいたします。

増収するそれぞれの施設の金額はという御質問ですけども、対象の施設が全部で105施設ございます。それを今この場で、なかなか一つ一つ答弁することができませんので、合算した額で申します。8年度当初予算ベースと比較して、今回改訂させていただければ約400万円の増収となります。また、その算出根拠はということでございますけども、今回この105対象施設、対象課としては11課あります。この11の課に各それぞれ試算のほうお願いいたしまして、先ほど言った約400万円の金額というふうな形となります。

以上になります。

○議長（佐藤 孝昭君） 高田議員。

○議員（5番 高田 龍也君） ありがとうございます。

それぞれの施設の分というのは、後で細目は教えていただけるという形でよろしい、ありがとうございます。

それでは、また再質問させていただきます。400万円増収という形なんですけど、これ値段が上がることによってこの施設使わなくなるよねというような算出、マイナス要素のほうも加味されての話ということでお話しさせていただきたいと思っております。これ条例に規定されている使用料について今回改正されるという形だと思うんですが、この後議案13号でもお聞きしようとは思っているんですが、規定がないものに対しての、今昨年度の決算をもって算出されているという形なんですけど、今回するに当たって、もともと条例がないものも、値段の規定のない条例の施設もあるんですよ、そういうところはどのように計算したのかなというのと。これは10月からという形でいいんですね。でなると、当初予算には組まれていないという形になると思いますけども、それは、今度補正で組むのかというところを教えてくださいたいと思います。取りあえず、そこはをちょっと教えてくださいませんか。

○議長（佐藤 孝昭君） 財源改革推進課長。

○財源改革推進課長（佐藤 雄三君） お答えいたします。

今回対象としたものは、由布市有財産の中で行政財産というものがございます。その中で料金設定があるもの、またその中で料金設定基準がないものが対象となっております。これ設定基準があるものというものが、住宅であったり、水道料とか農業集落排水、こういうものが設定基準があるものになります。それ以外のものに対して、今回見直しのほうを行っているところでございます。今回財源改革推進課が一括上程させていただいた部分に関しては、条例可決事項ですの

で、その部分の一括上程ということで、今現在条例に記載されている部分の使用料に関しての一括というふうな形となります。

続きまして、8年度当初予算でという部分ですけども、今現在、8年度当初予算ではこの使用料の改正が加味された形で予算計上はされておりません。今回御承認いただければ、補正のほうで、増減あろうかとは思いますが、させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐藤 孝昭君） 高田議員。

○議員（5番 高田 龍也君） 財源改革推進課長にお聞きします。

今回こうやって出ているというところで、皆さん御苦労している中での話だと思います。先ほどの職員の給料等もある中で、総合的に考えてなんでしょうけれども、今回条例とかに金額が規定されていない土地の貸出しであったり、建物の貸出しとかがもし市のほうにあれば、今後そういうものも検討をしていくようなものになるのか、その点をお聞かせください。

○議長（佐藤 孝昭君） 財源改革推進課長。

○財源改革推進課長（佐藤 雄三君） お答えいたします。

今回財源改革推進課が行った一括上程に関しては、使用料の見直しということでさせていただきました。貸出し等の部分になると、当課の担当になるかどうかというのは別にはなるとは思いますが、今後財政状況等を含めて、そういう部分も含めて検討は必要になる部分が出てきた場合は、市として検討していくようになるかと思っております。

以上でございます。

○議長（佐藤 孝昭君） これで質疑を終わります。

日程第19. 議案第12号

○議長（佐藤 孝昭君） 次に、日程第19、議案第12号、由布市督促手数料及び延滞金条例の一部改正については、質疑の通告がありませんので、これで質疑を終わります。

日程第20. 議案第13号

○議長（佐藤 孝昭君） 次に、日程第20、議案第13号、由布市湯布院健康温泉館条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がございますので、発言を許します。5番、高田龍也議員。

○議員（5番 高田 龍也君） 議案、第13号についてお聞きします。項目が多いのでよろしくお願いたします。

それでは聞いていきます。現状でも回数券は発行されているが、現状では回数券及びその金額

を規定する条例がない、由布市市制20年間、条例がないまま運営していたのか。また、条例がないまま納付された徴収額は、及び利用者はお幾らでしょうか。条例の根拠がなく徴収されたことは、地方自治法第227条に適合していると確認しているのでしょうか。要綱や内規のみで徴収しているのであれば、法的根拠はどのように説明するのか教えてください。過去に徴収した利用料は、不当利得に該当する可能性はないのでしょうか。返還義務が生じる可能性についての検討はされていますか。また、監査委員への報告は行っていますか。最後です、条例を経ずに金銭徴収を行った場合、法律の留保原則違反、住民の財産権侵害、行政の信頼失墜につながります。この点について、市長はどのように確認されているかをお聞かせください。お願いいたします。

○健康増進課長（吉野眞由美君） 健康増進課長です。お答えいたします。

回数券制度につきましては、条例に定める使用料の減免規程に基づき、施設の継続的な利用の促進や市民の健康増進といった公益的観点から運用してきたものであります。具体的には、複数回の利用を予定する利用者に対して負担軽減を図ることにより、施設利用の促進と市民の健康増進を図る趣旨から、減免規定の適用として回数券制度を運用してきたものであります。

一方で、近年地方公共団体において、公金の徴収については、住民負担に関する事項についてより明確に条例に定めることが望ましいとされているところであります。このようなことから、制度内容を条例上により明確に整理するものとして本議案を提出しております。回数券制度の取扱いについて条例上の位置づけを整理することで、より分かりやすい制度となると考えております。

徴収の返還につきましては、条例の減免規定の運用として実施してきたものであり、利用者の皆様が実際に施設を利用し、その対価として支払われたものであります。したがって、支払われた使用料については、施設利用という受益に対応する対価として実質的な均衡が保たれているものと考えており、過去の徴収分について返還を要するものではないと考えております。

なお、過去の利用者数と使用料の総額につきましては、記録が残っている平成23年度から令和6年度までの14年間で、延べ2,601人、803万3,520円になります。

以上です。

○議長（佐藤 孝昭君） 市長。

○市長（相馬 尊重君） 御質問にお答えします。

今回の回数券制度につきましては条例上の減免規定がございますので、それによりまして、2回分を減免して回数券を発行したという運用をしてきたところです。制度の透明性や法的な根拠の不明瞭が生じたことについては、申し訳なく思っております。議員御指摘のとおり、市民の皆さんに御心配をおかけしたことは、心から申し訳なく思います。今後も、よりよい市民サービスの提供に努めてまいりたいと思っております。

○議長（佐藤 孝昭君） 高田議員。

○議員（5番 高田 龍也君） 今の話でいきますと、やはり条例の規定は存在しなかったということでもよろしいんですかね。であれば、長年、慣行であり、そういうふうにならざるに内規的なもので運用していたということでもよろしいのでしょうか。でも、そうすると、地方自治法の第227条は、使用料を条例で定めないといけないとなっております。今回それで定めておりますので、定めていなかったということは明確だと思います。

そこで、市長に伺います。本市の回数券制度は、料金徴収は、地方自治法第227条に適合しているとしていたと、市長は判断できますか、それとも違法かどうか現時点で判断できないという認識なのでしょうか。明確に御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（佐藤 孝昭君） 市長。

○市長（相馬 尊重君） お答えをします。

回数券そのものは、条例上に記載がありませんけれども、条例上利用料を免除することができるという規定がございます。ですから、その条例に基づいて2回分を免除してきたということで、条例上の根拠、法的な根拠はございます。ただ、その辺が不明確であったという点で、はっきりと今回分かるように、記述を加えたというところでございます。

○議長（佐藤 孝昭君） 高田議員。

○議員（5番 高田 龍也君） そうであれば、現状のままでよかったということになるんですか。それとも、今回明記することってというのは、やはり何らかの徴収、先ほど言われたように、回数券によっての金額がどのようになっていたかということは不明確だと思うという形だったと思うんですが、徴収の本当、総額、回数券を購入したことによっての徴収、10回分買えば12回使える、入れるということだったので、その分の差額と、それによって得られた総額が不明確なままでは、その話がなかなか先に進まないのかなと思うんですよね。今条例の規定がないものを今からつくるということで、でも、その内規の中でやっていたというのであれば、健康増進課長、いま一度回数券の発行によって得られた収入等を教えていただけませんか。

○議長（佐藤 孝昭君） 市長。

○市長（相馬 尊重君） お答えします。

何度もお答えしますが、条例上規定がないものではありません。条例上1回の利用料はちゃんと決まっております。その中にまた免除規定があるので、温泉館の利用を促進するために、10回分を払っていただければ2回分免除しますよという免除規定に基づいて、2回分を免除して12回分の回数券を発行していたということで、法的な根拠がないということではありません。今回の改正は、それをより分かりやすくするために、条例上に明記するというところでございます。

○議員（5番 高田 龍也君） 議長。

〔「3回まで」と呼ぶ者あり〕

○議員（5番 高田 龍也君） 議長、議長が特段にもし認められることがいただけるのであれば、由布市会議規則の第56条やったかな、発言の3回以上ができると思うんですが、いま一度質問をさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「議長、動議」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 佐藤議員。

○議員（14番 佐藤 郁夫君） こういう場できちっと、そういうことがない以上、休憩を取ってきちっと精査して、皆さんに報告をすべきと僕は思うんじやが、どうですか。

○議長（佐藤 孝昭君） それでは、暫時休憩したいと思います。

午前10時43分休憩

.....

午前10時56分再開

○議長（佐藤 孝昭君） 再開いたします。

先ほど、高田議員より発言と佐藤郁夫議員からの発言がございました。その内容を整理いたしました。高田議員の質問の部分につきましては、3回目の質疑における湯布院温泉館減額の金額と使用人数を問うものと、1回目の質問をした部分の監査委員への報告をしているかという質問について、お答えがされていないということでございましたので、その部分につきまして、健康増進課長より再度報告をしていただくということで整理をいたしました。

というところで再開をしたいと思います。健康増進課長。

○健康増進課長（吉野眞由美君） 健康増進課長です。お答えいたします。

過去の利用者数と使用料の総額につきましては、記録が残っている平成23年度から令和6年度まで、14年間で延べ2,601人、金額にして803万3,520円になります。

それと、監査につきましては、毎年歳入について監査を受けております。

以上です。

○議長（佐藤 孝昭君） これで質疑を終わります。

.....

日程第21. 議案第14号

日程第22. 議案第15号

日程第23. 議案第16号

日程第24. 議案第17号

日程第25. 議案第18号

日程第26. 議案第19号

日程第27. 議案第20号

日程第28. 議案第21号

日程第29. 議案第22号

○議長（佐藤 孝昭君） 次に、日程第21、議案第14号、由布市国民健康保険税条例の一部改正についてから日程第29、議案第22号、市道路線（若杉5号線）の認定についてまでは、質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

日程第30. 議案第23号

○議長（佐藤 孝昭君） 次に、日程第30、議案第23号、市道路線（並柳東ノ下線）の廃止についてを議題として、質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。6番、坂本光広議員。

○議員（6番 坂本 光広君） 市道路線の廃止についてですが、令和5年第1回定例会において、請願で同様に市道路線の廃止が提出されました。これは却下されたはずですが、これについても、建設課のほうには何度かお願いに行っているという話も聞きました。こういうふうな形の場合のときと、今回の案件とどのような違いがあるのか御説明をお願いします。

○議長（佐藤 孝昭君） 建設課長。

○建設課長（衛藤 武君） 建設課長です。

令和5年第1回定例会での市道の廃止、払下げに関する請願案件との違いにつきましては、具体的な計画や協議について整っていたか、いなかったかとのことだと思います。今回上程しております市道並柳東ノ下線の廃止につきましては、各関係課にて事業計画を確認し、必要な協議が完了した上で、道路管理者として道路の状況や周辺環境、利用の実態、公共性を総合的に検討した結果、本市道について廃止が可能であると判断いたしました。

以上です。

○議長（佐藤 孝昭君） 坂本議員。

○議員（6番 坂本 光広君） それでは、前の請願で行った場合は、その前のというか、最終的な形、それ等を検討した結果、それはまだできないという形で、請願のほうに変わったということでしょうか。その根拠、例えば、それは最終的な形がしっかりできておればいいのか、それとも、議案のときに説明いただいたように、もう使う必要もないというのと近隣の同意も得られているという御説明でしたので、それだけでいいのか、そこら辺の違いをもう一度御説明ください。

○議長（佐藤 孝昭君） 建設課長。

○建設課長（衛藤 武君） 建設課長です。お答えします。

計画についての具体的な内容、またそれに関係する各課との協議、こちらのほうが今回一応完了しているということで、その上において、道路管理者として、この道路が周辺環境または利用実態、公共性等を総合的に検討した結果の判断ということでございます。

以上です。

○議長（佐藤 孝昭君） 坂本議員。

○議員（6番 坂本 光広君） それでは、出たときの用途廃止、それから払下げについては、最終的な計画が各課としっかり協議ができれば、もうすぐ今回のような廃止の手続が条例として出されるという考えでよろしいですか。

○議長（佐藤 孝昭君） 建設課長。

○建設課長（衛藤 武君） 建設課長です。お答えします。

具体的な計画、協議、こちらのほうは確かに重要ですが、最終的には、道路管理者としてこの道路を存続させるか、廃止しても影響がないかという判断は、建設課のほうでさせていただいております。

○議長（佐藤 孝昭君） これで質疑を終わります。

日程第31. 議案第24号

日程第32. 議案第25号

日程第33. 議案第26号

○議長（佐藤 孝昭君） 次に、日程第31、議案第24号、連携協約の変更に関する協議についてから日程第33、議案第26号、佐伯市の公の施設を由布市の住民の利用に供させることに関する協議についてまでは、質疑の通告がありませんので、これで質疑を終わります。

日程第34. 議案第27号

○議長（佐藤 孝昭君） 次に、日程第34、議案第27号、令和7年度由布市一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

歳出について質疑の通告がありますので、款別に通告順で順次発言を許します。

初めに、2款総務費について、5番、高田龍也議員。

○議員（5番 高田 龍也君） ページは40ページです。2款1項9目、区分13、ゆふいん道の駅整備事業です。ゆふいん道の駅整備事業は繰越事業であるため、予定工程どおり進むのか、また入札不調や物価高騰などの要素は加味されているのかお伺いいたします。

○議長（佐藤 孝昭君） 湯布院振興局長。

○湯布院振興局長兼地域振興課長（一野 英実君） 湯布院振興局長です。お答えいたします。

道の駅物産館の建て替え工事につきましては、本議会にてこれより審査、審議、議決をいただいた後の話となりますけれども、工程管理の進捗管理につきましては、十分注意して取り組んでまいります。

また、これも今後各議決をいただいた後のお話となると思いますけれども、入札不調や物価高騰等の事象が発生した場合は、その都度適切なステップの中で、時期、段階で、適宜迅速に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐藤 孝昭君） 高田議員。

○議員（5番 高田 龍也君） よろしく願いいたします。

これ国費が入ってきて、現時点で繰越事業ということになっておりますので、その点は、国になると財務省のほうとも、もし不調の場合にはしっかりと協議して、また年度を超えてでの工事はオーケー、国費の投入がされるという考え方で、今進められているという形でよろしいのでしょうか。

○議長（佐藤 孝昭君） 湯布院振興局長。

○湯布院振興局長兼地域振興課長（一野 英実君） お答えいたします。

これも補正の議決、そして入札、仮契約、その後、契約の締結の議決をいただいた後のお話の中で、議会をしっかりと通して進めていく中で、もし御指摘の点が起きた場合につきましても、事前に昨年の12月の4日の段階に、担当より内閣府のほうに事前に質問をしております。その中で、もし不調等あった場合はどうなるかということで投げかけはしております。向こうからの回答としましては、どちらにいたしましても、国庫ですので、大分県の大分創生推進課を通しまして、まずは九州財務局と協議をするという形の内容で、向こうのほうも協議が必要であるということで回答いただいております。ですので、そういった場合が起こった場合は、県と九州財務局と協議をして、次の段階で対策を練っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐藤 孝昭君） 次に、3款民生費について、15番、湊野けさ子議員。

○議員（15番 湊野けさ子君） 15番です。議案第27号、予算書の61ページ、3款2項2目、区分7、子育て支援費、病児・病後児保育事業77万円、県内どこでも支援できるが、どこの利用分ですか。利用の多いところは、年間を通じて何か所かあると思います。西の台とか別府もあるかと思いますが、大分市にもあると思います。年間通じて、どういう割合といたしますか、由布市にもあります。教えてください。

○議長（佐藤 孝昭君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（藤川 祐子君） 子育て支援課長です。お答えいたします。

令和3年10月より、大分県では、居住地に関係なく同じ料金で大分県内の病児・病後児保育室が広域利用できます。その広域利用に係る負担金は、施設のある市町村から請求があります。その広域料金が不足することが明らかになったための増額のお願いです。

6年度決算ベースで申し上げますと、利用人数は、大分市が148名、別府市が28名、合計延べ176名でした。令和7年度において、11月までの実績として、利用人数延べ大分市が129名、別府市延べ22名、合計延べ149名となっております。

議員お尋ねのそれぞれの病児保育施設ごとの内訳でございますが、令和6年実績でいきますと、西の台病院が61名、かわのこどもクリニックが74名となっております。別府市のほうは、青とそらのみの利用となっております。

以上です。

○議長（佐藤 孝昭君） 渕野議員。

○議員（15番 渕野けさ子君） ありがとうございます。

西の台が61名というんですが、非常にあそこは由布市ルームというのもつくってくださっていて、環境もよくしてくださっております。随分広域に利用していただいているということで、ありがたいなというふうに思っておりますので、今後ともよろしく願います。

○議長（佐藤 孝昭君） 続きまして、7款商工費について、15番、渕野けさ子議員。

○議員（15番 渕野けさ子君） 予算書81ページ、7款1項2目、区分2、物価高騰緊急対応事業で6,055万3,000円ですが、これはプレミアム商品券で、今回50%のプレミアムということです。そこでお聞きしたいんですが、恐らく50%ということで募集が多いかと思えます。1人何冊買えるのか、また、いつ頃募集されるのか、他の何か規則が気をつけなければならないこととかあるのでしょうか、教えてください。

○議長（佐藤 孝昭君） 商工観光課長。

○商工観光課長（大塚 守君） 商工観光課長です。お答えをいたします。

今回発行予定のプレミアム商品券の1人当たりの購入限度額につきましては、まだ現在検討中でございます。まずは、御購入を希望される市民の方全員に、最低でも1セットは行き渡るよう調整する必要があると考えておりますので、この間の事例を参考に慎重に検討をしているところでございます。

それから、今おっしゃられました、いつ頃募集をかけるのかということですが、今現在、第1弾の商品券を、市民の方全員にお配りをしている商品券が発送時期に入っております。それが4、5、6月の3か月間使用可能です。このプレミアム商品券につきましては、その後の7、8、9の3か月をカバーしていく商品券というふうに考えておりますので、基本的には6月に抽せんという手続になろうかというふうに思います。

気をつけなければならないことというところは、今回、先ほど議員さんもおっしゃられたように、いまだかつてない大きなプレミアムがついています。50%というところになっていますので、私どもとしては、先ほども少し触れましたけれども、やっぱり御購入を希望される市民の方になるべく公平平等に行き渡るような販売の方法といたしますか、そこをしっかりと考えていかなければならないなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（佐藤 孝昭君） 渕野議員。

○議員（15番 渕野けさ子君） 電子で購入できるのは、今回は説明のときしないうって言ったんですかね、するんですかね。

○議長（佐藤 孝昭君） 商工観光課長。

○商工観光課長（大塚 守君） お答えをいたします。

今回は全部で3万冊販売予定でございまして、そのうち2万冊が紙商品券です。あとの1万冊が電子商品券というような、現在のところ、内訳になっております。

以上です。

○議長（佐藤 孝昭君） 以上で、議案第27号の質疑を終わります。

日程第35. 議案第28号

日程第36. 議案第29号

日程第37. 議案第30号

日程第38. 議案第31号

日程第39. 議案第32号

○議長（佐藤 孝昭君） 次に、日程第35、議案第28号、令和7年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）から日程第39、議案第32号、令和7年度由布市水道事業会計補正予算（第3号）までは、質疑の通告がありませんので、これで質疑を終わります。

日程第40. 議案第33号

日程第41. 議案第34号

日程第42. 議案第35号

日程第43. 議案第36号

日程第44. 議案第37号

日程第45. 議案第38号

○議長（佐藤 孝昭君） なお、日程第40、議案第33号、令和8年度由布市一般会計予算から

日程第45、議案第38号、令和8年度由布市水道事業会計予算までの当初予算に係る議案質疑は、予算特別委員会にて行います。

ここで暫時休憩いたします。再開は11時25分といたします。

午前11時14分休憩

.....

午前11時25分再開

○議長（佐藤 孝昭君） 再開いたします。

日程第46. 発議第1号

○議長（佐藤 孝昭君） 次に、日程第46、発議第1号、由布市における水源保全のための土葬規制条例の制定についてを議題として、質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。まず、15番、湊野けさ子議員。

○議員（15番 湊野けさ子君） 15番です。発議1号で質疑させていただきます。

由布市における水源保全のための土葬規則条例について、第2章、土葬の禁止区域、第3条の2、河川、沢、湧水、水路、ため池、飲用井戸等の水域から直線距離で500メートル以内の区域と、その次の第3章、許可及び許可基準、第5条の1、水域から直線距離で500メートル以内というふうに距離を書かれておりますけれども、過度な禁止はどうかというふうに私も思いましたので、このことをちょっと詳しく聞きたいと思います。

それと、5条の3、地盤の透水係数が $1 \times 10^{-4} \text{ cm/s}$ を下回るなどの数値の根拠を、科学的根拠を分かりやすく教えてください。土壌の細菌分解能力に関する専門調査において基準に適合しないとき、その基準の根拠を教えてください。

それと、あと許可基準、第5条で7、8、9、同意が得られないときとありますが、ここまで細かい部分までの基準が必要とする根拠を教えてください。

それと、第10条、第3条または第4条の規定に違反した者は20万円以下の過料に処すとありますが、その必要性と20万円以下の根拠を教えてください。

○議長（佐藤 孝昭君） 高田議員。

○議員（5番 高田 龍也君） ありがとうございます。湊野議員にお答えいたします。

まず、第3条の2、水域から500メートル以内の区域とした根拠についてのお伺いですが、本条例において、水域から直線距離500メートル以内を禁止区域とした理由は、地下水及び表流水の影響を防止するための安全距離を確保するためのものです。土葬なので御遺体になりますが、の分解過程では、窒素化合物、リン、有機物、微生物等を含む浸出液が発生する可能性があります。これらが地下水や水路へ流入した場合、水質に影響を及ぼすおそれがあります。特に、

本市は中山間地域であり、生活用水、農業用水、湧水、泉源、温泉の多くを地下水や表流水に依存している地域特性があります。このため、本条例では水源保全を最優先に考え、一般的に地下水保全条例や水源保護条例で採用されている安全距離を参考にしつつ、地形条件や地下流動の不確実的実勢を考慮して、予防原則に基づきまして500メートルの緩衝距離を設定したものです。

次の質問ですね。5条の1、500メートル規定を許可基準に設けている理由なんですが、第3条では禁止区域を定めていますが、5条では個別の許可申請においても水域と距離を確保する、距離を確認する規定を設けています。これは、区域の判定の誤認、地形条件の特殊性、地下水の流動方向などを踏まえ、個別審査の段階でも安全性を確保するものです。すなわち、区域規制と個別許可審査の二重の安全処置を設けるものです。水源汚染リスクを確実に回避することを目的としております。

第5条の3の浸透係数1掛ける10マイナス4乗センチパーセント秒の根拠についてですが、浸透係数は、土壌や地盤や水をどの程度通過するかを示す指針です。この数字の根拠なんですが、渕野議員、これは1センチ当たり0.00001センチ、1秒間にどれくらい進むかということを表しております、水がですね。それを踏まえた上で、この数値は土壌環境分解における浸水性の評価基準、廃棄物処理場の立地評価基準、環境影響評価における地下水保全基準などで参考とされている水準を踏まえております。この数値を下回る地盤は、地下水が停滞しやすい分解過程で発生する浸出液が局所的に滞留し、地下水や周辺環境へ影響を及ぼす可能性があると考えられているためです。そのため、本条例では、地盤の浸水性が不適切な場合には許可しない基準を設けているものです。

5条の4でしたね。土壌の細菌分解能力の基準、根拠ですが、御遺体の埋葬後、土壌中の微生物の働きによって分解されます。しかし、土壌の微生物活性性が低い場合、有機物分解能力が不足している場合には分解が遅れ、腐敗物質の滞留、病原性の微生物の残存、地下水汚染などのリスクが高まる可能性があります。そのため、本条例では、専門調査によって土壌の微生物分解能力を評価し、公衆衛生上安全と認められる基準に適合していることを許可条件とするものです。具体的には、評価基準は土壌環境分野の専門家による調査結果を踏まえて判断することを想定しております。

5条7、8、9ですかね、細かい同意規定が必要な理由なんですが、土葬は単に墓地管理の問題ではなく、公衆衛生、地下水保全、生活環境、地域コミュニティー、また由布市では、由布市湯布院町では観光資源となり得るものもありますので、に大きく関係するものです。特に本市では、飲料用水の水源が多くは地下水であり、表面水であります。農業用水路が地域住民の共同管理、水路組合や土地改良区による管理といった地域特性があります。このため、本条例では、専門的判断、地域住民の合意、水利関係者の同意の3つを確認する仕組みを設けています。具体的

には、公衆衛生審査会の判断、周辺住民の同意、水源管理者の同意を求めることで、公衆衛生と地域合意の両方を担保する制度設計としているものです。由布市の水源と公衆衛生を守るための予防処置としての技術的基準を定めたものであります。

また、過料に関する部分ですが、先ほど私訂正案を動議させていただきましたが、御承認いただけませんでしたので、ここではまた改めて御説明させていただきたいと思います。大変私の認識不足、力不足等が主な原因であります。地方自治法第14条3項に規定されております過料の定めるところの5万円以下という項目がありますので、渕野議員御指摘のように、20万円は私のミスです。改めて、ここは後ほど訂正がいつかできるようであれば、5万円として、本条例を策定していきたいと思っております。

以上となります。

○議長（佐藤 孝昭君） 渕野議員。

○議員（15番 渕野けさ子君） ありがとうございます。

あまり専門的なことは、あまり文章を見ないとよく分からないですけども、肝腎なことを言わせていただきます。

まず、これ墓地埋葬法、憲法で定められた法律があります。それで、まず大事なことは、上位法との整合性をどのように考えているかということと、規則の合理性、いろいろあるんですけども、過料の罰則の適法であるかどうかというのは、今地方自治法の中でそういうのも定められているということで分かりました。規制区域の明確性、そういうことが曖昧といたら悪いんですけど、河川、沢、湧水、水路、ため池、一字一句がすごく条例というのは大事になると思うんです。ですから、やはりあまり細か過ぎてもといたらおかしいんですけども、まずは上位法、法律、憲法との整合性と、その上位法に反しないことが必須であって、関係するある法律というのはもちろん憲法とか地方自治法、由布市も条例があります。一般質問のときも市長が答弁されておりました。また、墓地埋葬法等に関する法律、それから水道法、環境基本法とかいろいろ関係する法律があるんですが、こういうところに、例えばこれをつかさどるのは、実行するのは行政ですから、例えば環境課だとか、総務の法制局だとか、いろんな分野の方との整合性を図るためのお話をさせていただいたのかどうかというのをお聞きします。

○議長（佐藤 孝昭君） 高田議員。

○議員（5番 高田 龍也君） ありがとうございます。

今条例としましては、上位法があるところでの、それとまたの由布市での同等の条例があるのではないかとこのところと、あとこれをするに当たって行政側とのお話をしたのかという3つの質問かなと思っております。それについてお答えさせていただきます。

この質問を答えるに当たって、これからあと質問が出てきておりますが、重複するところがあ

りますので、大変この後質問される方、御了承いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

先ほど墓地埋葬法に基づくがあるのではないかという御指摘もありましたが、これは、墓地埋葬法というものは、墓地の設置の管理に対する法律だと思えます。その上で、由布市の特性を踏まえた上で、既存の条例等をこれは補完するための条例案として考えていただくと大変助かると思えます。

また、この審議に当たっての話なのですが、今回、由布市議会始まって以来で条例案を提出するという事だったので、規定はないところで今回やらせていただいております。その上で、今回話し合いがあったのかというところが一番重要になってくると思えます。これは議場ですので、議場でこのように他の議員さんたちと議論をしながら、質問を受けながら、答えを出していくということが1つ重要なことでもありますし、我々市議は、市民の付託を得てこの場に来ております。それぞれが、皆さんが市民の代表者であるというところでの、ここで質問に答えたりとか、議論をしたりということが大変重要なものとなつてくると思っております。それができるのが、議員が発議する条例案というものだと思っていたので、御了承いただいて、この場で質疑を公開しながら、また、所管の委員会で話をさせていただくということで、通常と同じような審議ができていないかと思っております。

以上でよろしいですか。

○議長（佐藤 孝昭君） これで、湊野けさ子議員の質疑を終わります。

次に、9番、加藤裕三議員。

○議員（9番 加藤 裕三君） お疲れさまです。

私も今、湊野議員の質問とは重複する点があるんですが、基本的なところでちょっとお伺いをさせていただきます。3点について、今回質問をさせていただきます。よろしく願いいたします。

発議第1号の由布市における水源保全のための土葬規制条例の制定についてでございますが、1点として、発議までの経緯についてを詳細にちょっと説明をお願いをしたいというふうに思います。条例制定については、住民の意思の反映に努め、効果等を検討することが必要とされています。この提案までに、恐らくこれまで他市においていろんな議論がされておりますが、提案される方については、長期にわたり検討をされてきたというふうに思っています。まず、経緯についての説明を、この提出に至った経緯を説明を願います。

2つ目です。この内容についてでございます。先ほど、湊野議員と重複をいたしますが、条例は憲法はもとより、法令、県条例に違反してはならないというふうにされています。詳細な数値等の検討に、専門の学識経験者等と協議が行われて提出されたものなのかということをお伺いを

いたします。

3つ目です。市条例との関係の検討でございます。先ほど、これも渚野議員とダブりますが、市には墓地埋葬等に関する法律の条例が設置をされています。この条例の中との関係性について、どうお考えになっているのかをお伺いします。

3点について、どうぞよろしく申し上げます。

○議長（佐藤 孝昭君） 高田議員。

○議員（5番 高田 龍也君） ありがとうございます。

渚野議員と重複するところが出てくると思いますが、その点は御了承いただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

では、条例制定には住民意思の反映や効果の検討が必要とされています、この提案までの経緯を教えてくださいということの御質問でしたが、回答としましては、本条例案の発議に至った経緯について御説明いたします。本市は中山間地域であり、生活用水や農業用水の多くを地下水や河川水に依存しています。このため、水源保全是、地域住民や生活や農業生産に直結する重要な課題となっております。近年、国内において土葬を希望する動きが一部で見られるようになっております。地下水への影響や地域への生活環境への懸念について、各地で議論が行われております。こうした状況を踏まえ、本市においても水源保全、公衆衛生の確保、地域住民の生活環境の維持という観点から、既存制度で十分な対応が可能かどうかを検討する必要があると考えました。そのため、他自治体の条例例、水源保全の条例の考え方、墓地行政に関する法制度などを調査研究し、本市の地域特性を踏まえた制度として、条例案の検討を行ったものです。

なお、本市では、議員提出による条例制定の前例はありません。地方自治法第112条により、議員による条例案を提出する権限は認めており、本条例案もこの規定に基づいて提出したものです。本条例案は、議会において広く議論を行い、市民生活にとって最も適切な制度を検討していただくための提案でございます。

次に、質問として、条例は憲法や法令、県条例に違反してはならないとされています、詳細な数値について専門家との協議がありましたとの御質問ですが、回答としましては、本条例案の検討に至っては、公衆衛生、地下水保全、土壌環境などに関する一般的な学術知見や行政基準を参考にしております。具体的には、地盤浸水係数、地下水保全に関する考え方、災害リスク評価、墓地立地に関する環境条件などについて、環境行政や水源保護政策に用いられる基準や技術資料等を参考にいたしました。また、本条例案では、第5条第7号において、公衆衛生審議会による専門的判断を許可要件として位置づけております。実際の個別案件の判断については、専門的知見を踏まえて審査を行う制度として発案しております。

次に、現行条例との関係はどうですかという御質問だったと思っております。回答としましては、本

条例案は、既存の墓地行政や環境行政を補完する目的の提案です。現在、墓地や埋葬に関する制度は、国の法律、都道府県条例、市町村の墓地管理制度などによって規律されております。しかし、本市のように、地下水への依存が高い、農業用水路が多い、中山間地の地域条件といった地域特性を踏まえると、水源保全の観点より、具体的な基準を設ける必要があると考えました。そのため、本条例は、水源保全、公衆衛生、生活環境保全の観点から、土葬に関する地域独自の規制を定めるものであり、既存制度を補完する、これは先ほど、淵野議員との重複になりますが、補完する位置づけとしております。なお、条例の運行に当たっては、関係法令や既存条例と整合性を十分に確保しながら適切に対応をしていくことが前提となっております。

議員提出条例は、議会における政策提言の1つの形であり、議会審査を通じて、市民にとって最も適切な制度に磨き上げていくものと考えております。本条例案も、水源保全と公衆衛生といった重要な課題について議論を深めるための提案でございます。

以上です。

○議長（佐藤 孝昭君） 加藤議員。

○議員（9番 加藤 裕三君） ありがとうございます。

まず、最初の経緯でございます。本来、最初に言いましたように、住民の意思というものがある程度反映させなければならないというふうにあります。また、由布市においても、こういった住民から請願が出たとか、通常、条例を制定するときは、恐らく市民からの申入れとか、そういったことを糾合しながら、こういった条例が必要なのかということを検討すべきじゃないかなというふうに、私は思っています。議員が提出されて、当然それは、議員が提出する条例は当然権利としてはあるのはもう承知をしております。しかしながら、やはり制定に向けては議会全体としての、僕は合意がある程度必要だと思います。それについての経緯も含めて、ちょっとどこの位置とかいうことは恐らく詳細はないかと思うんですが、やはり由布市の中でそういった問題が起りそうだなということの中で、皆さんが心配をして、相談をして、こうやって発議をされるというのが本来じゃないかなというふうに、私は認識をしているつもりですが、そういったところの経緯があったかどうかをひとつ教えてください。

それと、先ほど数値の件は、専門的な学識経験者等の検討というよりも、いろんな文献等によって数値を設置をされたというふうな理解でよかったかな、分かりませんが、そういうふうな説明かなとは、私は思いましたが、やはりこの500メートルというところを由布市内全体として落とし込んだときに、全く本当に由布市内でそういった土葬を前提としてやるということではなくて、そういった墓地埋葬法に抵触するような場所、この500メートルによって、どこが設置できるかなというふうに、僕は心配をしています。土葬については、憲法で保障をされているものでありまして、そこを全部網かけをしたときに、由布市内でそういったところが、もし万が

一ですけど、できる、できないは別にしても、そういったところを検討されたのかをひとつお願いをしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（佐藤 孝昭君） 高田議員。

○議員（5番 高田 龍也君） お答えします。

ここで今話していることが、議会での同意、全体的な話し合いの中で形成されているものということで、先ほど渇野議員の回答でもさせていただきました。そういう観点で提出させていただいております。

また、請願等で要望が出ていないのではないかとということで、ごもっともだと思います。出ておりません。ですが、この条例は、後ほどの質問にも回答しようとは思っていたんですが、誰かの要望に応える条例ではなくて、将来の環境リスクを未然に防ぐための条例案として考えていただきたいと思います。事が起きてからでは遅いという考えなので、汚染された場合には、取り除くにはすごいそれ以上の年数がかかるのではないかと、これもまだ分からないことなんですが、起きた場合にはどうするかということも、事前のリスク管理を考えた上での提案になっております。

あと、何でしたかね。

○議員（9番 加藤 裕三君） あと500メートルの。

○議員（5番 高田 龍也君） 500メートルの基準なんですけど、これは一応、先ほど申しましたように、参考資料等を基準にしております。それで、500メートルは、先ほど言いましたが、緩和的な、緩衝区域を設けるための500メートルとしております。それが100メートルなのか200メートルなのか、もし仮に今からこの質疑が今後行われたときに、500じゃ短いじゃないかと、600じゃないか、700じゃないかというような案が出てくるかもしれません。そのためにも、1つの基準を設けて、私がというか、発議者として提案して、あと賛同議員とも話す中で、一応緩衝距離としましては500メートルがいいのではないかと、参考文献等を基に示させていただいた数字でございます。

○議長（佐藤 孝昭君） 加藤議員。

○議員（9番 加藤 裕三君） 3回目です。

議員おっしゃることも十分、しかしながら、条例制定ということは、そこで市民に対して土地の規制とか、そういったものが直接的にかかるということを考えれば、先ほど高田議員おっしゃったとおり、議会の中で、議論をしているのがこの段階だということになると、なかなか条例案の審議ということが、僕は非常に難しくなると思うんですね。要するに、数値がおかしいんじゃないか、どうなんだ、どこで、じゃ基準を設けるのか、一応出したけど、議会の中で皆さんで審議をしながら決めていくことがということ、発議前の段階ではないかなというのが、僕はそ

ういうふうに思っています。もし先々にこういうことが起きたら、本当に困るのであれば、もっと審議をみんなで、議会提出ということであれば、僕はまだまだそこが必要ではないかなというのは思っていますし、実質、文献的にも、今までそういった土葬によって何らかの被害が出たという案件があった場合は別ですけど、恐らく世界各地でも、土壌の状態であったりとか、地形とか、やはり全て違う状況の中で、ここまで規定するのがどうかなというのは、私はちょっと疑問に思う点がありますので、今後もっと協議をしなくちゃいけない部分があると思うんですけど、その点はどうですか。

○議長（佐藤 孝昭君） 高田議員。

○議員（5番 高田 龍也君） ありがとうございます。

加藤裕三議員は、議運の委員長もされておりますので、御指摘の点はごもっともだと思っております。ですが、今、現状の由布市議会会議規則等には、地方自治法で認められております議員提出の条例を提出することはできるということは規定されておりますが、それに出すための行程等は記載されておられませんので、ぜひ加藤裕三議運委員長の下で、そういったものをしっかりと今後定めていただければ、今御指摘のように、事前にしっかりとした審議、調査等が皆さんの中でできていくのではないかなと思っております。

また、御指摘のように、世界各地を見たときに、条件によって違うのではないかと。まさに今回、この条例を出している肝、由布市としての特性、環境的にどうなのかというところを事前に、これは把握した後に許可を出すというものですので、しちやいけないよとは言っていないですね。しっかりと、先ほど加藤裕三議員が言われたように、世界各地でも条件が違います。なので、条件が違う中で、近年の日本では99.96%というように火葬がされております。その中で、現状の由布市において、土葬が適切に行われるかというところもしっかりと審議する話にはなってくると思いますので、御指摘のとおりだと思っております。なので、今回、この条例案を提出させていただきます。

○議長（佐藤 孝昭君） これで、加藤裕三議員の質疑を終わります。

次に、2番、津田貴之議員。

○議員（2番 津田 貴之君） 発議第1号、かなり重複するものが多くなりますので、確認の意味も込めて質問をさせていただきます。

本件について、市民への説明や意見聴取の機会は設けられたのでしょうか。パブリックコメント等の実施は行っていますか。他自治体の類似条例を参考にされたのでしょうか。参考にした事例があれば、具体的にお示しください。さらに、法的適合性について、弁護士や法政担当との協議は行われましたか。

以上です。

○議長（佐藤 孝昭君） 高田議員。

○議員（5番 高田 龍也君） お答えいたします。

津田議員も言われていますように、重複する部分があると思いますが、御了承いただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

まず、質問としましては、市民への説明や意見聴取の機会を設けられたのでしょうか、また、パブリックコメントは実施されたのでしょうかということなのですが、回答としましては、本条例案は議員提案による条例案であります。行政が条例を提出する場合と異なり、制度上、提案前に必ずパブリックコメントを実施する義務はありません。一方で、本条例案は、地域の水源保全や生活環境に関わる重要な問題であることから、提案者、私としては、これまで地域における水源保全の議論、地域住民から寄せられている環境保全への懸念、中山間地域の水利用の実情などを踏まえながら検討してきたものです。また、議員提案条例は、議会の審議の過程そのものが公開で行われ、市民に対して広く情報が提供されている仕組みとなっています。今これも議会中継されておりますので、由布市民だけではなく、全国、日本中の方が見ている可能性もあります。世界の方も見ている可能性があるということも併せて言っておきます。本条例についても、委員会審査、本会議審査などを通じて市民の皆様にご覧いただき、必要に応じて、議会として判断が行われると考えています。なお、議会審議の過程で、市民からの意見や専門的な意見を踏まえて検討を深めていくことも重要であると認識しております。

他自治体の類似条例を参考にされたのでしょうかとの御質問でしたが、本条例案検討に当たっては、土葬に特化した条例そのものは国内では多くありません。水源保全条例、地下水保全条例、墓地立地規制に関する条例などを、環境保全や墓地立地に関する制度を参考にしています。具体的には、水源保全区域の設定、施設立地の距離規制、地盤条件の確認、周辺住民の同意手続などについて、環境条例における一般的な考え方を参考にしながら、本市の地域特性を踏まえて検討したものです。また、本市は中山間地域であり、地下水や河川水に依存する生活、農業形態があることから、地域特性に応じた独自の基準を条例として整理する必要があると考え、本条例案を提案したものです。

法的適合性について、弁護士や法政担当との協議は行われたかとの問いですが、本条例案は議員が政策提案として提出する条例案であり、行政が条例案を提出する場合と異なり、事前に法政担当による審査を受ける制度とはなっていません。しかしながら、条例の検討に当たっては、関係法令、地方自治体の条例制定権、公衆衛生及び環境保全に関する制度、ここで私の落ち度がありまして、過料に関しては、私が20万円と記載していましたのを5万円と訂正させていただきたいと思っております。そこはまた、重ねておわびを申し上げたいと思っております。失礼いたしました。などについては確認を行い、地方自治体が地域の実情に応じて必要な規制を条例で定めることので

きる範囲の中で整理したものです。なお、本条例案は議会に提出された段階で、正式な審査の対象となります。委員会審査、必要に応じた専門的意見、法的観点からの議論などを経て、内容が検討されるものと確認しております。議会審査の中で、法的観点を含め十分な議論が行われることが重要であると考えております。

以上です。

○議長（佐藤 孝昭君） これで、津田貴之議員の質疑を終わります。

次に、1番、渡辺彬議員。

○議員（1番 渡辺 彬君） 私も大分重複しているところがあるんですが、質問させていただきます。私からは3点質問させていただきます。

まず1つ目、本条例案はどのような経緯で起草されたのか。起案の中心となったのはどなたか。また、草案作成のプロセスについて御説明ください。

次に、本条例案は市民生活に直結する重要な内容を含んでおり、そこで、本条例制定を求める具体的な市民からの要望や陳情はあったのでしょうか。また、あった場合、その件数や内容についてお聞かせください。

3つ目に、今回、要望や政策提言ではなく、議員発議という形で条例を提出された理由を聞かせてください。また、これまで行政との事前調整はどの程度行われたのか伺います。

○議長（佐藤 孝昭君） 高田議員。

○議員（5番 高田 龍也君） 渡辺議員にお答えいたします。

先に、重複する点がありますので、その点は御了承いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

本条例案はどのような経緯で起草されたのか、起案の中心となったのは誰か、また、草案作成のプロセスについてという御質問だと思います。本条例案は、由布市が地下水や湧水を活用して利用している地域特性を踏まえ、水源の保全と公衆衛生の確保を図る必要があるとの問題意識から検討を開始したものです。近年、国内において埋葬方法の多様性が議論される中、火葬を伴わない土葬が行われた場合、浸出液等による地下水や周辺水域の影響が懸念される声が各地で指摘されています。このような状況を踏まえ、由布市の自然環境や水資源の状況を考慮しながら、関係法令、他自治体の条例、環境保全制度などを参考に検討を行いました。

条例案の起案については、提出者である私、高田龍也が中心となり、複数名の議員と協議を重ねながら条文構成を整理したものです。賛同者として、鷺野弘一議員、田中廣幸議員、坂本光広議員が名前を連ねております。なお、地方自治体において、議員には条例提案権が認められており、議会が地域課題に対して条例を提案することは、制度上認められているものです。したがって、本条例案は、議会として地域の水源を守る必要性を踏まえ、制度的な対応を図るために

起草されたものです。

次の質問が、本条例案を具体的な市民の要望や陳情があったのか、これも先ほど再質問の中でお答えしたのと重複しますが、御了承いただきたいと思います。本条例案については、特定の団体から条例制定を求める正式な請願や陳情が提出されたものではありません。しかしながら、由布市は地下水や湧水を生活用水として利用する地域が多く、水源保全は市民生活に直結する極めて重大な問題です。環境保全や公衆衛生に関する制度整備については、必ずしも個別の請願や陳情があって初めて検討されるのではなく、将来の環境リスクを未然に防ぐ観点から、議会が主体的に検討すべき政策課題であると考えております。議会は住民の代表機関であり、市民生活に影響を及ぼす可能性のある課題について制度整備を行うことは、むしろ議会の責務と考えております。その意味において、本条例案は、個別の要望に基づくというよりも、由布市の水資源を将来世代に引き継ぐための予防的な政策として提案したものです。

次です。なぜ要望や政策提言ではなく議員発議なのか、また、行政との事前調査どの程度行ったのかということの御質問だったと思います。お答えいたします。地方自治制度においては、条例制定は本来議会の重要な権限の1つであり、地方自治法においても、議員には条例提案権が認められております。したがって、議会は地域課題に対して条例提案を行うこと自体は、制度上何ら特別なことではございません。むしろ、市民生活に関わる課題について議会として主体的に制度整備を提案することは、議会の役割として当然のものと考えております。また、本市において、議会、議員発議による条例制定の前例が多くないことは承知しております。それは、議員提案が認められていないということではなく、これまで活用される機会が少なかったのではないかと考えております。

条例案の検討に当たっては、関係法令や他自治体の条例等を参考にしながら、制度構成を整理してまいりました。今後の審議においても、行政の意見や専門的意見を踏まえながら、より実効性のある制度として議論を深めていくことが重要であると考えております。本条例案は特定の宗教や埋葬方法を規制することを目的としたものではなく、由布市の重要な水資源、生活環境を将来世代に引き継ぐための公衆衛生及び水源保全の観点から、必要な制度を整備しようとするものです。議会として、地域の環境を守る責任を果たすための提案でもあります。

以上です。

○議長（佐藤 孝昭君） 渡辺議員。

○議員（1番 渡辺 彬君） ありがとうございます。

先ほどの質問された方々と重複をされていて、僕もさっき聞いて納得はしたんですが、実際、今ある条例の強化ではなく、新しく条例をつくるというのはなぜでしょうか。

あと、由布市独自の地形を考慮してということなんですが、その場合、もっと専門的な方の見

解というのが要ると思うんですが、その辺どうですか。

○議長（佐藤 孝昭君） 高田議員。

○議員（5番 高田 龍也君） お答えいたします。

先ほどもお答えしましたが、既存の条例はあるのは重々理解しております。その補完する目的での今回の条例案ということも、先ほど重ねて回答させていただきました。それと、現状で規制ができていないのかというところが、今回提出するに当たって、こういうところをもう少ししたほうがいいのか、先ほど述べたように、将来世代につなぐためにはどうしたらいいのかということを念頭に置いてやらせていただきましたので、その点を御理解していただきたいと思っております。

それと地形的特性なんですが、今回入れておりますように、由布市の地域特性を考えたときに、先ほど回答しました500メートルであったりとか、そういうところも参考基準として御議論をいただきたいと思っております。

以上でよろしいでしょうか。

○議長（佐藤 孝昭君） これで、渡辺彬議員の質疑を終わります。

次に、14番、佐藤郁夫議員。

○議員（14番 佐藤 郁夫君） 非常に、最初に申し上げておきます。こういう条例を発議はできないことはないけど、何を主眼として考えているか、市民を主眼として考えたら、上乘せ条例はすべきでないかと最初に言っておきます。

手順で、提案理由で、1として、水質に影響を及ぼす懸念が指摘とあるが、どこの誰が指摘したのかを教えてください。2点目として、本条例案を提案するとあるが、提出に至った経緯、詳しく教えてください。3点目、今の由布市墓地埋葬等に関する法律施行条例では何が悪いか、その理由を教えてください。

第1条中、先ほどから皆さんにはしていますが、中山間地域におけるとあるが、特定した理由を教えてください。

それから許可ですね、今度は第4条、土葬を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならないとありますが、埋葬法第5条で埋葬許可証を市から出しているのだから、埋葬のできる墓地に埋葬しようとするのに、さらに許可が要るのでしょうかね。これを具体的にきちっと教えてください。

それから、大きく4点目の許可基準です。次の各号に1つでも該当する場合は埋葬を許可してはならないと、これ厳しいんですね。だから、先ほどから皆さんが言っているように、水域からの直線距離で500メートル、または地下水までの距離が3メートル未満の科学的根拠はありますかと。

それから、次が（７）の公衆衛生会の全会一致による適当の判断が得られないときとありますが、地方自治法138条の4では、諮問機関であり、あくまでも意見を聞く場であり、行政処分の決定権はないと思いますが、どうでしょうか。

それから8点目として、住民の3分の2以上の書面の同意とあるが、行政処分の要件に住民同意を入れることは行政法的には非常にハードルが高く、原則として認められにくいと、私は考えております。行政処分は、誰に対しても平等に行われる必要があります。どうでしょうか。

それから9点目で、正当な理由なく、3条または4条の規定違反した場合は、20万円以下の過料に処すとありますが、基準の根拠を教えてください。

以上です。お願いします。

○議長（佐藤 孝昭君） 高田議員。

○議員（5番 高田 龍也君） 佐藤郁夫議員にお答えいたします。

水質に影響を及ぼす懸念が指摘したのは誰かという御質問だったと思いますが、本条例案の提案理由における懸念が指摘されている点についてですが、これは特定の個人によるものではなく、全国的に議論されている公衆衛生及び地下水保全の問題を踏まえたものです。特に本市のような中山間地域では、生活用水や農業用水の多くを地下水や河川水に依存しているため、土壌浸透を伴う埋葬形態については慎重な管理が必要であるという指摘は、環境衛生分野において広く共有されている考え方です。また、本市でも、地下水利用が多い地域特性、水源の上流区域に集落ある地形、農業用水の水質保全の必要性などから、市民の間でも水源保全への関心が高く、こうした状況を踏まえ、予防的な観点から条例整備を行う必要があると判断したものです。したがって、本条例は特定の事案への対応ではなく、水源保全という公共利益を守るための制度整備として提案したものです。

条例提案の経緯ですが、本条例案は、本市の水源環境の特性を踏まえ、議員として調査研究を行う中で検討を進めたものです。本市では、地下水依存が高い、農業用水の多くが自然水系、中山間地の水系が近接しているという特性があります。そのためにも、もし土葬が無秩序に行われた場合、将来的に水源や農業用水への影響が生じる可能性があるのではないかという問題意識から検討を開始しました。その後、他自治体の水源保全条例、墓地行政の運用、公衆衛生上のリスク管理などを参考しながら条例案の制定を行い、議員発議として提出したものです。

現行の墓地条例で対応できるのではないかと御質問でしたが、御指摘のとおり、本市では墓地埋葬法に基づく条例が存在しております。しかし、現在の制度では、墓地の設置管理を主な目的としており、水源保全、地下水汚染防止、中山間地の環境保全といった観点から、規制は十分に規定されていません。つまり、現行制度は墓地行政の枠組みであり、水源保全条例ではないという点が大きな違いです。本条例は水源保全と公衆衛生を目的とした環境条例であり、既存制

度を補完するものとして提案しております。

中山間地とした理由ですが、本条例において、中山間地を特に明記した理由は、本市の地理的特性があります。中山間地域では、地下水利用は多い、湧水や上水や生活用水になると、水源と居住地の距離が近いといった特性があります。このため、水源環境への影響が平地よりも大きくなる可能性があります。したがって、条例の目的である水源保全と公衆衛生という観点から、本市の事情を踏まえた表現として、中山間地を明記したものです。

埋葬許可があるのに、市長許可が必要かとの御質問ですが、墓地埋葬法第5条の埋葬許可は、死亡事実の確認に基づく埋葬手続の許可であり、墓地の立地や環境条件の審査を行う制度ではありません。一方で、本条例の許可制度は、水源保全、地下水保全、公衆衛生といった観点から、墓地、埋葬場所の環境条件を審査する制度です。つまり、両者は目的が異なり、埋葬許可と本条例の許可制度は法的に異なる制度であり併存可能です。したがって、本条例の許可制度は墓地埋葬法と矛盾するものではありません。

これもちょっとまた重複になりますが、500メートルの科学的根拠の質問ですが、距離基準については、地下水や土壌環境の保全を目的とした各種環境規制において、一定の安全距離を設定することが一般的に行われております。本条例の500メートルという基準は、水源保全条例、環境保全条例、墓地設置基準などの考え方を参考に、予防原則に基づく安全距離としての設定をしたものです。また、地下水は、地形や地質によって流動経路が複雑であり、科学的にも安全な距離を特定することは困難であるため、行政事務では安全側に配慮した距離基準が用いられることが一般的です。地下水3メートルの根拠ですが、地下水面との距離については、地下水保全や廃棄物管理の分野でも、地下水との直接接触を避けるため一定の距離を確保することが求められております。本条例の3メートルという基準は、土壌の浄化作用、浸出液の拡散防止、地下水汚染防止といった観点から、安全側に配慮した管理基準を設定したものです。

公衆衛生審議会の全会一致についてですが、審議会の位置づけについての御指摘と考えております。最終的な許可権限は市長にあります。本条例においても、審議会の位置づけているのは、専門的な知見から意見を踏まえた慎重な判断を行うものであり、最終判断は行政長である市長が行うものです。

住民3分の2の同意は違法ではということですが、住民同意規定は、行政処分の決定を住民に赴くものではなく、地域合意の形成状況を確認するための判断要素としての規定です。最終的な許可判断は市長が行うため、住民が行政処分を決定する仕組みではありません。地域環境に影響を及ぼす可能性のある施設について、地域住民の理解を確認することは、環境行政において一般的に行われている手法と考えています。本条例は、埋葬法を制限するものではなく、地域の水源と生活環境を守るための制度として提案しているものです。本市の水環境は、生活用水や農業用

水を支える重要な共通資源です。その保全のため、予防的なルールを整備することは、自治体の責務であると考えております。

また過料の件に関しましては、私の不手際で今回20万円と規定してしまいました。地方自治法第14条の3項における、過料は5万円以内となっているものを今後は参考にしたいと思っておりますので、その点は御了承いただきたいと思っております。また、重ねてお詫びを申し上げます。すみませんでした。

○議長（佐藤 孝昭君） 佐藤議員。

○議員（14番 佐藤 郁夫君） ほとんど皆さんから言われたことが1つ集中しております。これを、提案理由の中で私が聞いたのは、土葬による浸出液が水質に及ぼす懸念とありますが、全国にある13か所の土葬埋葬地では、水質汚染の問題は発生していませんということで、また11月20日、昨年度ですね、に行われた参議院厚生労働委員会で、参政党の方が、公衆衛生上より一層の土葬規制、制裁さえ必要ではないかと質疑をしたのに対してまして、厚労省の上野厚労相は、墓地整理は国民的感情に適合し、公衆衛生と公共の福祉の見地から支障なく行われることを目的としております、これまで埋葬による周辺環境影響により公衆衛生上の問題が生じているとは把握はしておりません、各自治体において必要な規制が行われていると答弁もされております。

それと、先ほどから高田議員が言う発議について、条例制定はしていいというのは、それは権限もありますが、手法が私とちょっと違うんですね。私はやっぱりこういう問題が起きたときに、これ最終的には、私が言ったように、仮にこういうのがいって、執行部に、執行権は執行部にありますからね、市長としておりますので、当然そうなったときに、市長がこういう規制をしたときに、やっぱり市民生活に影響を及ぼしますんで、私は今ある条例の上乗せ規制条例だと捉えておりますから、非常にまたこれは厳しい状況であります。私の考えでは、こういう状況を条例まで立法までする手段として、やっぱり住民やいろいろな方、いろいろな状況、他市も含めてあった場合は、最初、我が市では工夫をして、行政的に行政指導等をしていく。2番目に、今度は予算づけですわね。そういう土壌とかなんとか崩壊した墓地ですよ、なった場合は、やっぱりそれに予算づけして工事をする。そういう段階の中でも、どうしてもこういう問題が解決しないというときは、言われているように、条例に、これ権限の制限ですから、当然なんです。ただ、手法として、そういう市民の皆さん、いろんな事例を、一過性のものではないかと思うんです、連続していろんな問題が起こったときに、そういう問題をきちっと整理をして、立案するかという方向にやっぱり議会としても考えるべきだろうと、そういうふうに私は思っていますんで、その点は、私の考えているのと大きく違います。

それから、中山間でしたね、中山間というのは、うちは本当に中山間で河川や谷とかいろいろな

ところからありますんで、それから500メートルとか何百メートルっていったって、果てしなくどこを起点にいくんかとかいう問題も必ず起こってきますんで、これも定かではありませんし、科学根拠というよりは、今の100メートルがなぜ悪いんか、それを500にした理由は何かというのを私は聞きたい。それを教えてください。

それから、それぞれ同意とかいろんなことがございましたですかね、それでそういうやっぱり聞く場ですから、こういうねばならないとかいう、最初に使うことは、許可しなければならないとかいう文言はやっぱり勘違いをされる、またはそういうことを市民が見たときに、これ規制されているじゃない、そういう指摘を受けますが、それはどうでしょうか。

○議長（佐藤 孝昭君） 高田議員。

○議員（5番 高田 龍也君） お答えいたします。

先ほど来回答している部分で重複する部分が多くあると思いますので、その点は御了承いただきたいと思います。

まず、今回これを提出した件に関しましては、やはりこの場で、今郁夫議員が言われているように、審議がされておりますので、ありがたい話だと思っております。また、本議会では、この議員が条例を提出するに当たっての規約も規定も条例もないところでもありますので、今後は郁夫議員が指摘のように、いろんな意見を吸い上げるべきではないのかということがあれば、今後は議運のほうに先ほどお願いはいたしましたが、議運のほうに諮った後にそういうような過程を踏んでやっていくべきではないのかということは、私も御指摘のとおりだと思っておりますので、今後の議会運営に関する条例案等が出てくると、議会のほうから出てくるのかなと思っておりますので、その点は待っていかないといけないのかなと思っております。ですが、今回出させていただいたのは、現状の地方自治法にのっとってのやり方となりましたので、事前にこの議案を持って行って皆さんと話すということはなかなか難しかったこともありますので、すみませんが、その点は御了承いただきたいと思います。

あと、500メートルとか設置基準はという話なんですけど、その点は、これも今回この場で提案して、先ほど言いましたが、緩衝距離としての提案でございます。それをしっかりと、私としては科学的根拠がなかなか難しいということも、先ほど答弁で申し上げたとおり、それであれば、緩衝的な距離が500メートルではないのかということで、他の議員さんとも話した中での500メートルと基準をつけております。それを今後審査、委員会審査であり、本会議で討論等があれば、その点をしっかりとまた踏まえた条例案になっていくのではないのかなと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

あと他の条例とか許可とか、文言についてなんですけど、これも市長が許可出しているという点は、先ほども言いましたが、これはもう手続と確認なので、その点は今回公衆衛生等のことを考

えた上での提案となっております。あと細かい文言に関しましては、私の力不足等もあると思いますので、それも踏まえて、今後審議していく中で、それに適したような言葉遣い等を付していくとありがたいなと思っていますし、ぜひそうしていきたいと私も思っておりますので、どうぞその点もよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 孝昭君） 佐藤議員。

○議員（14番 佐藤 郁夫君） 最終的に結論申し上げますが、こういう手法でやると、最終的に市民の皆さんに規制をして縛りをつけるわけではございますんで、やはりきちっとした議会の中でもいろんな状況が出てきたときに対処して、皆さんで議論をしていく、そういうことをしないと、こういう規制条例というのは非常に情報やら大きな法律を含めて、いろんな関わりありますし、1つ出すにしても、こういう過料でも、過料ですから5万円以下しかできません、地方自治法、あなたも認めてこれされているんで、一つ一つを言ったときにそういう状況になる、したがって、この立法する、こういう法律です、と一緒に、この条例をつくるというときには、慎重なやっぱり段取りを踏みながら、一つ一つの階段を上げて、市民皆さんを巻き込んで、いろんな意見を聞く中で、市としてこういう条例をつくっていいかどうかという議論に達したときに、やっぱり立法すべきであるというふうに私は思っていますんで、その辺のところは十分慎重な取組が必要ではないかと思っております。

○議長（佐藤 孝昭君） 高田議員。

○議員（5番 高田 龍也君） ありがとうございます。

御指摘はごもっともだと私も思っております。今回この条例案を提出することによって、今執行部の皆さんも同席して、由布市議会定例会が開催されておりますので、問題認識としては、私は広めることができた、政策提言としては、私は1つの段階は踏めたのかなと思っておりますので、大変ありがたい場を私は今回いただいたと思っております。

先ほど国会質疑等の話がありましたが、国会質疑の中で地方自治体によって規制されているものであるというふうに答弁があったと思います。であれば、我々由布市の特性に合ったことをしっかりと由布市民の声を拾い上げて、今何度も郁夫議員が言われていますように、由布市民の声を届けるのは我々議員であります。であれば、しっかりとこの場ですべきだと思っておりますので、今後とも由布市議会の運用等の条例も改正が含まれるかとも思いますので、ぜひ由布市の将来を担う者への水資源等の環境の保全をしっかりと残していける由布市としての条例を定めていきたいなと思っておりますので、回答としてはよろしいでしょうか、私の考えとはなりますので、ぜひこの条例案に賛同してくださいとは今この場では言えませんが、条例としては、環境、水資源の保全を目的としたものと御理解していただければありがたいです。

○議長（佐藤 孝昭君） これで、佐藤郁夫議員の質疑を終わります。

次に、4番、小山和義議員。

○議員（4番 小山 和義君） 質問にありますように、腐敗するかということ、一般質問の中で高田議員が、遺体が腐敗するということをおっしゃっていましたので、という質問だったんですが、調べてみましたところ、確かに腐敗はありますが、僕、保護犬、保護猫をよく飼っているんですけど、もうたくさん亡くなりまして、うちの近くの畑に墓地として埋めて埋葬しています。ラブラドルとゴールデンと結構大型犬もいまして、石松って石が多い地域なんでなかなか深く掘れなくて、やっと体が隠れるぐらいにしか埋めていないんですけど、腐敗と発酵の大きな違いってほとんど厳密じゃないんですけど、分かりやすいのはやっぱり臭いなんですよ、腐敗臭という。埋めて、やっとほかの動物に荒らされないように石を上を置いたりとかするんですけど、定期的に行っても腐敗という臭いはしないので、腐敗と分解を繰り返しているんだろうなと思うんですけど、そこまで心配することはないんじゃないかなというのと。もう20年前になりますけど、うちの墓地を寄せ墓にしたときに、昭和の初期に埋葬したひいおばあちゃんが土葬でした。掘り上げてみると、やっぱり深さ2メートルぐらいのところにあります、もう完全に骨になっていたんですけど、まだ顕在で、多分高田議員が心配されている地下水の汚染というのは、肉体の部分が腐敗、分解を繰り返す間に出る浸出液というのが入るとのことだと思っておりますけど、その掘った感じ、もし腐敗が多ければ臭いってある程度残るんじゃないかなと思っておりますけど、土に全く臭いが残っていなかったんで、その心配はないんじゃないかなというのが、腐敗についてという内容です。

あと必要性ですね。もうこれ皆さん聞かれたんでそこまでないですけど、やっぱりそれを危惧している住民がいるかということです。

○議長（佐藤 孝昭君） 高田議員。

○議員（5番 高田 龍也君） お答えします。

質問としては2点いただいておりますので、私の手元に来ているのは、市民からのニーズはあるのか、腐敗についてというのを、この文言だけ出したので、今それを補完するためのお話だったのかなと思っておりますので、それについてちょっとお答えしたいと思います。よろしいでしょうか。

ニーズがあるかという点についてなんですけど、本条例は特定の市民ニーズに基づく制度ではありません。公共環境を守るための予防的な条例です。水源環境の保全は個別の要望の有無にかかわらず、自治体が責任を持って制度整備を行う行政課題であると考えております。特に本市は、水源環境が生活、農業、観光に直結する地域であり、将来にわたって水質を保全することは、市民全体の利益に関わる問題です。したがって、本条例は誰かの要望に応える条例ではなく、将来の環境リスクを未然に防ぐための条例として提案しております。

次に、腐敗についてなんですが、飼っていた愛犬を近くに埋めていたというところと、おばあ様の御遺体の過程を詳しくお話ししていただいた中での話での答弁にはなるんですが、土葬の場合は、人体は時間とともに分解して、腐敗して、その過程で有機物や窒素成分など土壤に浸透する可能性があります。それが一般的なんですが、通常の墓地では土壤条件や立地が考慮されていますが、本条例が制定する中山間地の水源付近では地下水系と関係を慎重に考える必要があります。小山議員の御自宅近くにも水路等が流れておりますので、そういう観点も踏まえて、水路及び河川が流れていますので、そういうところも考えての上での話です。そのため、本条例では水域から一定距離を設ける、市長許可制とするなどの基準を設け、水環境への影響が生じないよう制度的な安全措置を設けるものです。したがって、本条例は特定の埋葬法を否定するものではなく、水源保全という公共利益の埋葬の自由を、調和を図るための制度設計と考えております。

○議長（佐藤 孝昭君） 小山議員。

○議員（４番 小山 和義君） ありがとうございます。

先ほど火葬されている割合が99%を超えているという数字を多分聞いたと思うんですが、この話自体を論議する必要性が、残りの1%以下のことへの憂慮なのか、僕はどちらかというところ、全国的にお話しされているのは、特定の宗教上の理由で土葬という方々がいられるので、その方々が入ってきたときには、憂慮されているんじゃないかなと思っていましたが、どちらかというところ僕も後者のほうを考えています。それは、取りあえず市のほうに入ってくるときに、市は条例で禁止されているということ、趣旨を伝えれば十分かなと思っていましたし、市民から付託されて議員になったって言われていたんですが、今由布市が抱えている問題って様々あると思います。このことを今論じるというのか、優先順位からして僕は相当後ろのほうじゃないかな、将来的にいろんな水問題ということ、すごい大事なことだと思いますが、もう過去延々と土葬は繰り返されていまして、つい最近、昔は貴族だけ火葬されていまして、昭和に入って一般の庶民も火葬されるようになりました。それまでは延々と土葬なので、それまでにいろんな事件が起きたということも聞いていないんですが、そこら辺、この議案を審議する重要性というのをちょっと聞きたいです。

○議長（佐藤 孝昭君） 高田議員。

○議員（５番 高田 龍也君） 議長、質問に答える前、私が今回提出しているものに対して順位性が低いという論点からの質疑であれば、ちょっと私はお答えができかねます。私は、昨年10月末に市議として立候補して当選させていただきました。それは、由布市民の思いをしっかりとこの行政の場に伝えるということ、出てきております。今回この場にいらっしゃる皆さんもそうだと思いますが、議員が提出しているものが順位性が低い、順位があるという考えがあるものに対しての、私は質疑がなかなか答えようがないんですが、質問に対して順位があるという発想

自体が、私は少し考えられません。

それとまた、私は別に今回、これは宗教的なものは一言も言っておりません。それであれば、決めつけにもなりかねませんので、その点は、私は回答、今まで回答してきた件、それとこの条例案をしっかりと読んでいただいて、宗教的ではなくて埋葬方法の議論をしているというところをしっかりと認識した上での御質問をしていただきたいと思いますと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤 孝昭君） その点は後で、後日精査いたします。小山議員、よろしいですか。

○議員（4番 小山 和義君） はい。

○議長（佐藤 孝昭君） それでは、ここで、発議第1号につきましては質疑を終わりたいと思います。

日程第47. 発議第2号

○議長（佐藤 孝昭君） 次に、日程第47、発議第2号、由布市公衆衛生審議会設置条例の制定についてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。まず、15番、瀏野けさ子議員。

○議員（15番 瀏野けさ子君） 発議第2号、由布市公衆衛生審議会設置条例の制定について、第3条1から6、組織、第4条1から8、この内容は、保健所の求めるところの内容でしょうかというのが、分かりますかね、私の質問。

○議長（佐藤 孝昭君） 高田議員。

○議員（5番 高田 龍也君） ありがとうございます。

3条、4条の関係の、発議2号の3条、4条の件だと思います。御指摘のとおり、墓地等の設置については、公衆衛生の観点から保健所が一定の指導や助言を行う場合があります。しかしながら、保健所の役割は、主として感染症対策や衛生管理など専門的助言であり、最終的な許可判断は自治体が地域の実情を踏まえて行うものです。本条例第3条では、墓地や土葬に関する事項について、公衆衛生のみならず、水源・泉源の影響、農業環境への影響、地盤や災害リスク、地域生活環境など、地域環境全体を総合的に審議する事項に定めております。また、第4条では、これらの審議を適切に行うため、公衆衛生、医療、地質水文学、農業、環境工学、法律、地域住民など、多分野の専門家による構成を想定しております。したがって、本審議会は、保健所の役割を代替するものではありません。地域の実情に応じた行政判断を行うための助言機関として設置するものです。最終的な許可権限は市長にあり、本審議会はその判断を補完する仕組みとなっております。よろしいでしょうか。

○議長（佐藤 孝昭君） 瀏野議員。

○議員（15番 瀏野けさ子君） 私、そもそも聞いたことあるんですけど、保健衛生と福祉の違

いはどこにあるかというのを聞いたことがあるんですけど、福祉は申請方式なんですね。保健衛生は、言われる前から人間の体内に異常がないかどうかとか、いろいろなところで生命を守るための保健衛生が1つの使命だというふうに聞いておりました。そこで、私聞いたことがあるんですけど、以前、私も父、母は火葬でしたけど、祖母、祖父は土葬でした。何十年か前から土葬から火葬に変わったのは、やはり厚労省の医療関係者といいますか、血液の関係でいろんな感染症が危惧されるんじゃないかというところで、火葬に変わったんだというふうに聞いておりましたが、今のところ、じゃそれで土葬によって感染症がという、そういう実例は聞いたことがないんですね。なので、そのところで私は、これはやはり保健所の指導の下というのもおかしいんですけど、やはり保健所が、その条例つくるからには、そういった形の何らかの根拠を、そういうのが要るんじゃないかなと思ったので、素朴な質問でありました。

以上です。

○議長（佐藤 孝昭君） 答弁よろしいですね。

これで、淵野議員の質疑を終わります。

次に、14番、佐藤郁夫議員。

○議員（14番 佐藤 郁夫君） 同じ由布市公衆衛生審議会設置条例の制定でございます。今回の審議会につきましては、所掌事務が環境保全審議会、水源保護審議会等と重複します。したがって、精査を十分する必要があると思いますし、由布市審議会等の設置及び運営等に関する規定の第3条によって、こういうことをやっぱり制定するときっちゃうか、審議会を起こすときにはこういうことをする必要がありますよということがありますので、お聞きをします。

○議長（佐藤 孝昭君） 高田議員。

○議員（5番 高田 龍也君） ありがとうございます。

もう御質問の部分はちょっと省いてよろしいでしょうか。答弁に移ります。

郁夫議員御指摘のとおり、本市には環境保全審議会や水源保全審議会など、環境に関する審議会は既に設置されております。また、由布市審議会等の設置及び運営に関する規定第3条においても、審議会等の設置に当たっては既存の審議会との役割整理を図ることが求められていることは承知しております。その上で、本条例において設置する公衆衛生審議会は、既存審議会と目的や審議内容が異なるものと考えております。具体的には、本条例第3条では、墓地、納骨堂等の設置許可に関する事項、土葬の実施に関する公衆衛生上の適否、死体または遺骨を取り扱う施設の設置に伴う影響評価など、墓地行政及び公衆衛生に関する専門的事項を中心に審議としております。由布市公衆衛生審議会設置条例の制定については、一方、環境保全審議会や水源保全審議会を主として、環境保全政策全般、水源保護に関する施策といった環境行政の政策的事項を審議する機関であり、墓地行政や埋葬に伴う公衆衛生の観点から専門的審査を目的とするものではあ

りません。このため、本審議会は既存審議会の役割を代行するものではなく、墓地等の設置に関する専門的かつ第三者的な意見を得るための諮問機関として設置するものです。なお、実際の運用に当たっては、既存の審議会と役割分担を整理しながら、必要に応じて各課と連携を図ることにより、審議内容の重複が生じないように配慮していくと考えております。

○議長（佐藤 孝昭君） 佐藤議員。

○議員（14番 佐藤 郁夫君） もう中身には入りません。中身もかなり、私は疑義がありますが、まず最初にこういう審議会をつくる時に、やっぱり先ほどから言いました法律やいろんな国の動向を調べていかなければなりません。この公衆衛生審議会、まず公衆衛生に関する重要事項について、国は厚生労働大臣の諮問に応じ、調査審議をして、関係行政機関への意見を述べる機関でございました。これも、公衆衛生審議会は2001年1月6日に廃止をされております。今から約20年ぐらい前ですかね。それ以前は、厚労省の関係でありましたけれども、今はそういうことではないので、この公衆衛生審議会という名がどうかちゅうのこともありますし、先ほど言いましたように、環境保全審議会や水源保護審議会等々、恐らくずっと重なってきますんで、こういうこともきちっとやっぱり調査しながら、条例制定ちゅうのは必要やないでしょうかということをお願いいたします。

○議長（佐藤 孝昭君） 高田議員。

○議員（5番 高田 龍也君） それも先ほどの発議第1号と重複して申し訳ございませんが、ごもっともだと思っております。ですが、現状ではそのような審査、上程するに当たって由布市議会の規約等はございませんので、今回、今できることを我々発議した者と賛同していただいた議員さんとともに現状を踏まえた上で、こういうものが今あったほうがいいのか、将来にわたって由布市の水資源を、公衆衛生を保つためにはどうするべきかということで、今回発議したものでありますので、その点を御理解していただけるとありがたいです。

○議長（佐藤 孝昭君） 佐藤議員。

○議員（14番 佐藤 郁夫君） 私も市民を思う気持ちは人一倍で、こういう条例制定という、そういう審議会等々もそうなんです、そういうときに何を考えていかな悪いかな、それを私もずっと心配していますんで、行き先がちょっと違うようでもありますけども、そういうきちとした審議会等々やるんならば、いろんなことを、条例等を考えながら、情報やいろんな審議会等の必要性もございまして、十分な慎重審議をお願いしたいと、そういうことで、私もこの件に関してはお願いをしておきたいと思っております。答弁要りません。

○議長（佐藤 孝昭君） これで、発議第2号についての質疑を終わります。

それでは、承認第1号の承認1件、議案第1号から議案第32号までの議案32件及び発議第1号から発議第2号までの発議2件については、会議規則第37条第1項の規定により、お手元

の議案付託表のとおり、それぞれの所管の委員会に付託をいたします。各委員会での慎重審査をお願いいたします。

○議長（佐藤 孝昭君） これで、本日の日程は全て終了いたしました。

次回の本会議は、3月11日の午前10時から議案第5号及び補正予算に関わる委員長報告、質疑、討論、採決を行います。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

午後0時50分散会
